

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類   | Q  | A   |
|----|------|--|---|
| 1  | 制度全般 | 一時預かりとの違いを教えてほしい   | <p>一時預かりは、保護者の就労やリフレッシュなど、保護者の立場からの必要性で預かりを行うものです。また、実施は自治体の任意です。</p> <p>藤沢市では、保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業を利用していない1歳以上の児童を対象としており、1日8時間以内で利用が可能です。</p> <p>本事業は、子どもの良質な成育環境を整備し、子どもの育ちを応援することが目的です。R8年度から、全ての自治体で実施されます。</p> <p>保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設を利用していない0歳6か月～満3歳未満児が対象で、藤沢市では月4時間まで利用可能です。</p> |
| 2  | 制度全般 | 市外の方の受入れは可能か。遠方の方でも利用できると聞いている。  | 市外の方を受入れる場合の実施方法等の詳細が現時点で不明なため、国の通知等を踏まえた上で検討します。   |
| 3  | 制度全般 | 月の上限時間である4時間を超えた場合、茅ヶ崎市では一時預かり事業として請求することとなっているようだが、藤沢市の取り扱いはどうか。                | 月の上限時間である4時間を超えて利用の希望があった場合は、一時預かり事業を含め他の制度の利用を案内することを想定しています。また、お迎えが遅れたこと等により、想定外に4時間を超えてしまった場合については、国の通知等を踏まえた上で検討します。  |
| 4  | 制度全般 | 利用キャンセルについて、当日キャンセルの場合のみ、予約時間分の料金を請求することが可能か。                                    | 藤沢市でキャンセルポリシーを作成し、お示しする予定です。  |
| 5  | 制度全般 | 補助事業なのか、給付事業なのか。   | 令和8年度からは給付事業となります。  |
| 6  | 制度全般 | 一般型で事業を行う場合、現在の施設定員を超える児童数を受入れることになると思うが、面積要件は担保された上で「こども誰でも通園制度」の児童を受入れるということか。 | ご認識のとおりです。  |
| 7  | 制度全般 | 子ども一人あたりの月の上限時間について、1施設につき4時間ということか。   | 施設ごとに4時間利用ができるということではなく、子ども一人あたり月に4時間までの利用が可能となります。   |
| 8  | 制度全般 | 利用児童数を1,103人と市で見込んでいるが、子ども一人あたり月4時間までの利用ということは、総利用時間数の見込みは4,412時間ということか。         | ご認識のとおりです。  |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類   | Q  | A  |
|----|------|--|--|
| 9  | 制度全般 | 余裕活用型の定員の考え方について、在園児が休んだことによって空いた枠に、「こども誰でも通園制度」の予約を入れていたが、急遽在園児が登園できることとなった場合、定員以上の子どもを受入れることとなるが、その取り扱いで問題ないか。 | 在園児の突発的な休みで空いた枠に、「こども誰でも通園制度」の予約を受けることはできません。余裕活用型については、定員に空きがある場合に実施が可能となるものです。<br>※説明会において、仮に毎週決まった曜日は必ず登園しない児童がいるという場合であれば、その日時に「こども誰でも通園制度」を実施することは可能とお伝えしましたが、休む予定であった児童が急遽登園した場合、定員を超えてしまうリスクがあることから、児童の休み枠を利用した「こども誰でも通園制度」の受け入れはお控えください。訂正してお詫び申し上げます。 |
| 10 | 制度全般 | すでに地域型保育事業所として認可されており、事業の運営を行っているが、「乳児等通園支援事業を実施する」ということについて、別に認可を受ける必要があるということか。                                | 現在運営している施設の種別にかかわらず、すでに認可を受けている施設であっても、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」としての認可を受けていただく必要があります。   |
| 11 | 制度全般 | 国では子ども一人あたり月10時間を上限としているが、藤沢市では4時間となっている理由を教えてほしい。<br>また、今後時間を増やす可能性はあるのか。                                       | 令和8年度から新たに始まる事業であり、利用率や実施事業者数の予測が困難であることや、事業者の方の負担も想定することが難しいことから、時間数を少なく設定しております。また、なるべく多くの方に、本事業を利用いただきたいと考えているためです。<br>今後は、利用状況等を踏まえ、適切な利用可能時間の設定について検討します。   |
| 12 | 制度全般 | 給食の提供は必要か。給食を提供する場合、保護者に費用を負担していただくことはできるのか。   | 給食の提供の有無については、事業者ごとに決めていただいて構いません。また、給食費等の実費を同意を得た上で、保護者に負担していただくことも可能です。  |
| 13 | 制度全般 | 徴収した利用料は、市に振込むのか。  | 施設で保護者から徴収した利用料については、事業者の収入となりますので、市に振込む必要はありません。  |
| 14 | 制度全般 | 障がい児の認定はどのように行うのか。<br>また、障がい児を受入れる場合の職員配置は2対1にする必要があるか。  | 障がい児の認定については、本事業の利用申請を保護者から市にしていただく段階で、各種障がい者手帳等の証明できるものをご提出いただくことを想定しています。また、医師の診断書や、障がいに関する知見を有する者の意見書において障がいの事実が確認できた場合も、対象とします。また、利用開始後に障がい児と認定した場合、認定日以降の本事業利用については、加算の対象となります。<br>職員配置については、安全な本事業の実施に努めていただく必要がありますが、必ずしも2対1を求めるとはありません。                |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類    | Q  | A  |
|----|-------|--|--|
| 15 | 制度全般  | お迎えの予定時間に遅れ、1時間の利用予定が1時間10分になった場合、その子どもの残り利用可能時間は2時間50分になるのか。  | 1時間以上の利用については、30分ごとの利用が可能となっているため、10分単位での管理は行いません。<br>利用時間や利用料等の考え方については、キャンセルポリシーと併せて検討中ですので、決まり次第改めて周知します。   |
| 16 | 体制整備  | 配置基準について、年齢は実年齢で考えてよいか。  | 職員の配置基準については、在園児に対する考え方同様に、年度初日の前日における満年齢を基準としてください。   |
| 17 | 体制整備  | 園に入る保険について、保護者に負担していただいてよいのか。それとも、市が負担するのか。<br>また、保険に入ることを、事業を利用する際の条件としてもよいか。   | 保険料を保護者に負担していただくかどうかや、事業を利用する際に保険の加入を条件とするかどうかについては、事業者において判断をお願いします。市による保険料の負担はありません。   |
| 18 | 体制整備  | 在園児については、スポーツ振興協会の災害共済に任意で加入してもらっているが、「こども誰でも通園制度」を利用する児童も同様の扱いか。それとも、小児医療証の利用ができるのか。  | 「こども誰でも通園制度」の実施において国は、「事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「改正後子子法」という。）第54条の3の規定により準用する改正後子子法第46条第3項の内閣府令で定める基準（令和8年4月1日施行予定）において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。（「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日 こ成保発第120号））としています。 |
| 19 | 体制整備  | 保険について、保育中にケガをした場合の対応は、一時保育と同様でよいのか。園で損害保険に加入しているが、常態的に使用しているわけではないため、小児医療証が使用できないのであれば、その理由を教えてほしい。                                 | 保険について、市で加入方法を指定することはありませんが、保険の加入の検討や、現在加入している保険が「こども誰でも通園制度」も対象となるかの確認等をお願いします。   |
| 20 | 体制整備  | 日本スポーツ振興センター災害共済の加入は、在園児は可能だが、一時預かりはできないとのことであった。日本スポーツ振興センター災害共済が優先だが、加入できない場合は小児医療証を使用してもよいと聞いているが、「こども誰でも通園制度」についてもこのような取り扱いでよいか。 | 施設改修や備品購入に関する補助金はありません。  |
| 21 | 補助金関連 | 施設改修や備品購入に補助金は出るのか。  | 令和8年度から新たに始まる事業であり、利用率や実施事業者数の予測が困難なため、市の上乗せ補助については、現時点では想定していません。今後、利用状況や実態を把握した上で必要に応じて検討することも考えています。  |
| 22 | 補助金関連 | 市による補助金や加算について、検討してほしい。  | 賃貸借に係る補助金はありません。   |
| 23 | 補助金関連 | 一般型で事業を行う場合、新たな賃貸借物件を借りて応募することを考えているが、賃貸借の補助があるかどうかは決まっているのか。  |  |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類     | Q   | A   |
|----|--------|---|---|
| 24 | システム関連 | 総合支援システムは必ず使う必要があるのか。   | 利用者がシステムを使用して予約を行い、実績や利用者情報の管理もシステム内で行うため、事業者においてもシステムの使用をお願いします。   |
| 25 | システム関連 | 利用者の二次元コードの読み取りは、何かの機械を使用して行うのか。                                    | 施設において、タブレット等の端末に二次元コードを表示するか、紙に印刷して保護者へ提示し、保護者がスマートフォン等でその二次元コード読み取ることで、利用開始及び終了の管理をすることが可能です。<br>詳細は、「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル（事業者向け・職員用）」のご確認をお願いします。 |
| 26 | 公募関連   | 提案書類の提出締切りに間に合わない場合、事前の相談で締切りを延長することは可能か。                           | 公平性の観点から、いかなる理由であっても、締切りを延長することはできません。ただし、提案書類とは別に市から提出を求められた書類については、この限りではありません。   |
| 27 | 公募関連   | 園を視察することはあるか。   | 必ずではありませんが、提案書類などを元に必要と判断した場合には、現地確認を行う可能性があります。その際には日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。   |
| 28 | 公募関連   | 令和8年度4月からの事業実施については、本日募集を始めているが、それ以降に事業を開始するための募集は今後行うのか。           | 時期については未定ですが、事業継続のため再度公募を行う可能性はあります。その際には、改めて公募のスケジュールを調整し、周知いたします。   |
| 29 | 公募関連   | 公募に応募する際、履歴書の提出を求められているが、提案書類を10部用意する必要があるため、原本は1部、残りはコピーとすることは可能か。 | 原本は1部、残りはコピーとしていただくことも可能です。   |
| 30 | 公募関連   | 補助金は出ないとても、事業所負担で賃貸借契約を行い、事業実施することを提案することは可能か。                      | 事業者による自主整備により、賃貸借物件での事業実施を提案することは可能です。  |
| 31 | 公募関連   | 審査基準において、最低限受け入れなければならない時間数や日数が決められているということはないのか。                   | 審査基準の内容に時間数や日数の制限を設ける予定はないため、施設の運営状況等から、可能な実施方法をご検討ください。  |
| 32 | 公募関連   | 幼稚園では長期休暇期間があるが、その期間は受け入れないとすることも可能か。                               | 提案の際に、受け入れを行わない期間等を記載していただくことで、長期休暇中の受け入れを実施しない方針としていただくことは可能です。  |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類    | Q   | A   |
|----|-------|---|---|
| 33 | 公募関連  | 募集要項に「現在の施設において実施」と記載されていたが、現在保育室として利用している建物の2階を改装して、「こども誰でも通園制度」を実施することは可能か。   | 7月24日に掲載いたしました、募集要項（案）においては、既存の施設において実施できる事業者のみの募集を想定しておりましたが、再度検討を行い、当該の条件は削除することといたしました。そのため、現在保育室として利用している建物の2階を改装し、本事業を実施していただくことは可能です。ただし、改装に係る費用への補助金はありません。<br>7月31日に募集要項等の資料の確定版を藤沢市ホームページの「こども誰でも通園制度」に関するページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。 |
| 34 | 公募関連  | 選考委員会において、点数が高い順に上から選定するとのことであったが、選定する事業者数は予め決まっているのか。  | 令和8年度の利用見込み数を満たすことができる定員の確保を目標としておりますが、施設の運営状況等により、受入れ可能定員は様々であることが考えられます。そのため、事業者数の上限は定めておりませんが、点数が高い順に選定し、ある程度の定員が確保できた場合、その他の提案については不選定とすることを想定しております。   |
| 35 | その他   | 利用児童数の見込みについて、13地区別の数値を出していただきたい。   | 後日提供します。8月8日（金）に藤沢市ホームページの「こども誰でも通園制度」に関するページに掲載予定です。本資料の最終ページに追加しました。  |
| 36 | その他   | 事業利用者の3歳以降の入園先の希望（保育園か幼稚園か等）について、調査や集計はあるか。   | 現時点で、子どもの入園先の希望についての調査は実施しておりません。本事業が開始した際には、本事業の利用者（保護者）に対し、事業についてのアンケート調査を行うことを考えているため、その中で保育園や幼稚園の入園に対する希望について調査を行うことを検討します。   |
| 37 | その他   | 0歳～2歳でこども誰でも通園制度を利用し、3歳～5歳で幼稚園や保育園等へ集団生活の場が移るにあたって、子どもの円滑な受入れや移行についてどのような支援をしていただけるか。あるいは、「こども誰でも通園制度」と幼保の円滑な連携について、市のイメージを教えていただきたい。 | 本事業利用後に、その施設に入園するのか、別な方法を検討するのかについては、保護者の判断になります。<br>なお、市に入園申請を行う保育所等において入園審査を行う際に、「こども誰でも通園制度」を利用したことによる加点はありません。  |
| 38 | 公募関連  | こども誰でも通園制度を利用され、保護者が保育を希望された場合、幼稚園としては1～2歳児のみの預かりができますか。  | 可能です。「こども誰でも通園制度」を実施する施設の種別に関わらず、受入れを行う児童の年齢について、事業者において決定することができます。  |
| 39 | 補助金関連 | 職員1～2名を採用した場合、人件費の補助金はありますか。  | 公定価格による単価及び加算以外の人件費に係る補助金はありません。  |
| 40 | 体制整備  | 定款に「児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく保健福祉に関する事業」の記載があれば、定款変更は必要ないか。定款変更が必要な場合、どのような表記が必要か。   | 原則、「乳児等通園支援事業」を記載していただく必要があります。ただし、ご記載いただいた内容のとおり、乳児等通園支援事業を実施することが読み取れる内容としていただくことも可能です。   |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類   | Q  | A  |
|----|------|--|--|
| 41 | 体制整備 | 理事会等を2025年度中に開くことが難しいため、2026年度の理事会等で定款変更の議案を提出し、承認することで認可申請をすることは可能か。  | 原則、事業開始前に定款を変更する必要があります。   |
| 42 | 体制整備 | 職員配置基準について、乳児等通園支援研修修了者とは子育て支援員研修修了者と理解してよいのか。あるいは、別の研修が実施されるのか。<br>子育て支援員研修と別の研修の場合、2026年度4月までに藤沢市での開講予定はあるのか。  | 乳児等通園支援事業に関する研修については、12月を目指にこども家庭庁から方針が出される予定のため、その内容に従って対応していきます。   |
| 43 | 制度全般 | 職員配置基準で、利用人数が3人以下であり保育所等の在園児と合同で実施され、かつ当該保育所の保育士の支援を受けることができる時は、従事するもう1人の職員は乳児等通園支援研修修了者でもよいのか。  | ご認識のとおりです。   |
| 44 | 制度全般 | 「藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第22条3で「乳児等通園支援従事者は専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない」の「専ら」とはどのようなことか。通常の在園児の保育に当たる者のほかに、この事業に従事するものを置き、兼任はできないということか。その者は当該事業を行う時は必ず同じ者でなければいけないのか。あるいは保育士、研修修了者であれば、日によって別のものが担当してもよいのか。 | 主として乳児等通園支援事業に従事するものを配置する必要があり、同時に乳児等通園支援事業以外の子どもを保育することはできません。ただし、その担当者を固定する必要はなく、日によって担当者が替わることは問題ありません。 |
| 45 | 公募関連 | 給食費が決まっていないが、事業計画書の記載を「未定」としてもよいか。   | 未定でも構いませんが、見込みの金額でもよいので、可能な範囲で記載をお願いします。   |
| 46 | 公募関連 | 印が必要な書類について、原本は一部で、残りはコピーでもよいか。  | 問題ありません。   |
| 47 | 制度全般 | 一時預かりの部屋を利用して「こども誰でも通園制度」を実施する場合、「一般型（在園児合同）」と「一般型（専用室）」のどちらになるのか。   | 「一般型（専用室）」としてください。   |
| 48 | 体制整備 | 認可の際に、理事会に「こども誰でも通園制度」実施について諮った議事録の提出を求められているが、どの時点で理事会に諮る必要があるか。また、「こども誰でも通園制度」を実施することだけでなく、提案書類の内容まで諮る必要があるか。  | 市から理事会に諮る時期や内容を指定することはありませんので、事業者内で調整をお願いします。  |
| 49 | 制度全般 | 余裕活用型で実施する場合、0歳児の定員に空きがあり、その空いている枠に1歳児を受入れることは可能か。   | 定員が空いている年齢の子どものみを受入れることが可能なため、0歳児空きに1歳児を受入れることはできません。  |

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に関するQ&A

2025年（令和7年）9月12日時点

| No | 分類   | Q                             | A  |
|----|------|-------------------------------|--|
| 50 | 制度全般 | 一時預かりの空き枠を利用して余裕活用型を行うことは可能か。 | 余裕活用型は、在園児の定員に空きがある場合に実施が可能なため、一時預かりの空き枠を利用して実施することはできません。 |

【13地区別こども誰でも通園制度 利用児童数見込み（R8年度）】

(単位：人)

| 地区  | 片瀬 | 鵠沼  | 村岡  | 藤沢 | 辻堂  | 明治 | 善行 | 湘南大庭 | 六会  | 湘南台 | 遠藤 | 長後  | 御所見 | 合計    |
|-----|----|-----|-----|----|-----|----|----|------|-----|-----|----|-----|-----|-------|
| 0歳児 | 10 | 17  | 19  | 17 | 18  | 8  | 17 | 0    | 28  | 7   | 3  | 18  | 8   | 170   |
| 1歳児 | 26 | 48  | 47  | 33 | 53  | 28 | 42 | 15   | 70  | 17  | 12 | 48  | 28  | 467   |
| 2歳児 | 26 | 47  | 56  | 46 | 53  | 22 | 38 | 12   | 77  | 5   | 12 | 47  | 26  | 467   |
| 合計  | 62 | 111 | 122 | 95 | 124 | 58 | 98 | 27   | 175 | 30  | 27 | 113 | 63  | 1,103 |

※市が算出した児童人口の推計値から、その地区にある保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業（地域枠）の定員数を引いた人数に、  
「藤沢市子ども・若者共育計画」策定時に市が想定した利用意向率30%掛けて算出しているため、目安の数値となります。